

# 援助関係における権力と責任に関する一考察 ―その2― ～援助関係における自由と主体性～

## An essay of power and responsibility in human services vol. 2.

市 東 賢 二  
Shito Kenji

キーワード：援助関係、権力関係、インフォームド・コンセント、自由、主体性

### はじめに

拙著「援助関係における権力と責任への一考察」<sup>i</sup>において、対人援助における人間関係は、人間同士の関係としての人格的対等関係だけでは成立しておらず、そこには専門職の知識と技術に基づく権力関係、つまり役割的・非対等関係があると述べた。特にここでいう権力関係にみられる「権力の行使とは、個人的であろうと集団的であろうと、パートナー間のたんなる一関係なのではなく、他者を変容させるような行為のあり方」<sup>ii</sup>であった。また、「権力は、ある行動に対して、現実の諸行動に対して、現在ないし未来に起こりうる諸行動に対して働きかける作用」<sup>iii</sup>であり、「いつも単数・複数の行動主体に対して、まさに彼らが行動し、行動しうることをとおして働きかける様式」<sup>iv</sup>として現れることを示した。そしてこのことは、対人援助場面において専門職が、この権力関係を見誤れば利用児・者との関係は容易に服従や強制、あるいは所有や操作の関係に陥ることも示していた。権力関係にいる専門職が利用児・者に対して服従・強制や所有・操作してしまわないためには、対人援助の専門職としての責任という問題を捉え返す必要がある。責任と責任感とは必ずしも合致するとは限らない。それどころか責任という言葉に管理という言葉をくっつけて、訳もわからず他者を所有したがる傾向は、珍しいことでもない。責任とは本来、応答性（responsibility）に基づいている。まさしく対人援助職にとって目の前の利用児・者へと応えることである。そして、利用児・者へと応えるそのかわりは、利用児・者の自立を支援することなのであり、利用児・者の自由や主体性へとかかわることである。それは他者を所有することとは無縁のことである。ここで取り上げる利用児・者における自由や主体性の問題を、単なるその人にとっての自覚的で、恣意的な行為・行動の

問題とみるだけでは、これらの問題の表層を捉えたにすぎない。

上記のような問題意識から、本稿では対人援助における役割関係という非対等関係において、いかにしてその利用児・者自身の自由や主体性を理解しかかわることが可能であるか、考えてみたい。

なお、本稿は平成28年6月13日に上田女子短期大学において行われた「公開講座 人間関係としての対人援助(その3)『援助関係における自由と主体性』」の講座資料に加筆修正を加えたものである。

## 1 対人援助における責任と他者の自由にかかわること

対人援助における専門職の知識や技術が発揮される権力関係において、専門職の責任とはどのような意味を持つのか。対人援助における責任(responsibility)が表れるのは、目の前の他者へのかかわり、つまり応答すること(responsibility)においてである。つまり、専門職者と利用児・者との具体的なかかわりや、専門職の利用児・者への働きかけそのものを指している。こうした責任としての応えることは、実はあまり目新しいことではない。敢えて取り上げるならば、バイステック,F.P.の『ケースワークの原則』で有名な7つの原則<sup>6</sup>は、クライアントのニーズを感知することから始まっている(資料参照)。また、対人援助にとって重要なのは結果であることはもちろんであるが、そのプロセスが特に重要だといわれていることも、専門職と利用児・者相互の関係において、専門職が利用児・者に応えることの重要性の表れであろう。

拙著「援助関係における権力と責任への一考察」にみた通り、専門職と利用児・者の関係はその権力関係から人格的な対等関係が維持されることは稀であり、「専門職 - 利用児・者」の関係は、支援「する - される」関係へと頹落しやすい。しかし、この関係は利用児・者から見ても、実は楽な関係なのである。例えば医師と患者の関係をみれば、医師のいうことに黙って従う患者は「良い患者」であるし、患者の側も医師に従っていれば良い結果が得られるはずなのである。患者の側が自ら何をしたいのか、どのように生きていきたいのかといったことを判断し、医師に伝えることは、困難である。なぜならそうした患者は「厄介な患者」と受け取られかねないからである。そんなことにはならないと願いたいし、多くの医師が懸命に患者と向き合いながら、過酷な医療環境の中で診察や治療を行っていることも承知しているが、もしかしたら医師から意地悪されるかもしれない。患者の側の無知をいいことに過剰診療や実験といっても過言でないような医療行為が行われ、報道されていることもまた事実である。そうであれば、患者の効率よく、より良い結果を導こうとする営みが、患者自身が、自ら服従・強制と所有・操作の関係に参入しようとする営みへと変換されてしまうプロセスを生み出してしまふ。つまり、患者は病という不自由な状態から逃れ、健康(自由)になりたいと望む。しかし、この自由への希求が医者ということをおとなしく聞き、従うという態度を導くことで、より不自由な権力関係を導くことになる。

こうした現象は、すでにフロム,E.が『自由からの逃走』で指摘している。フロム,E.によれば「近代人は、個人に安定をあたえると同時にかれを束縛していた前個人的社会の絆からは自由

になったが、個人的自我の実現、すなわち個人の知的な、感情的な、また感覚的な諸能力の表現という積極的な意味における自由は、まだ獲得していない」<sup>vi</sup> ののである。このことによって「自由は近代人に独立と合理性とをあたえたが、一方個人を孤独におとし入れ、そのため個人を不安な無力なものに」<sup>vii</sup> してしまったのである。こうした孤独、あるいは孤立<sup>viii</sup> は耐え難いものであり、その結果「かれは自由の重荷からのがれて新しい依存と従属を求めるか、あるいは人間の独自性と個性にもとづいた積極的な自由の完全な実現に進むかの二者択一」<sup>ix</sup> を迫られることとなった。自らの意志や志向を伝え、より自分らしく生きていくことになること(例えば自分が一人の人間として認められたいなど)としての積極的な自由のためには、自分の状態を理解し、医師やその他の医療職とともに病と向き合わなければならないのだが、それは苦難を伴うかもしれない。あるいは、患者は医療的な専門知識を持っているわけではないが、専門的知識を踏まえたテレビドラマや情報番組を見ているかもしれない。そうした間接的な知見による誤った理解から自己主張することによって、モンスター・ペイシエントと化してしまうかもしれない。そうならないように患者自らの力で積極的な自由を実現しようとすることは、患者からすれば、単純に言えば面倒くさいことでしかない。日本でインフォームド・コンセントがなじみにくいのはそうしたことも関係していることは否定できない。

## 2 他者の自由へとかわるの意味

インフォームド・コンセントが「説明と同意」と訳されることが、まだあるようだが、そこにそもそも誤解がある。この言葉はconsentであること、つまり同意したり承諾したりするためにinformされることを示している。しかし「説明と同意」という言葉では、専門職が説明し、利用児・者が同意すると読めてしまう。しかしinformed consentは、利用児・者がinformされた内容に対して承諾し、同意するという意味である。あくまでも利用児・者が知らされた内容を理解して吟味し、その知らされ理解した内容に同意するということである。この時の専門職の責任は利用児・者に彼(女)の状態を説明することだけでは、まだ足りないのである。利用児・者の知らされ、理解し、同意するというプロセスを支援するという責任がある。佐藤によればインフォームド・コンセントは「患者が正確な情報に基づいて、専門家にサポートされ自分の問題に対して主体的になるために必要なこと」<sup>x</sup> なのである。つまり、専門職のかかわりは利用児・者の状況や支援について説明するだけでなく、利用児・者が自分自身の問題に対して主体的になり、自分自身の積極的な自由のために、専門職へ相談できるような環境を調えることも求められているのである。

専門職の行使する「権力は、ある行動に対して、現実の諸行動に対して、現在ないし未来に起こりうる諸行動に対して働きかける作用」<sup>xi</sup> として現れ、そうした「権力はいつも単数・複数の行動主体に対して、まさに彼らが行動し、行動しうることをとおして働きかける様式」<sup>xii</sup> なのである。これは専門職と利用児・者の権力関係が、利用児・者の積極的な自由を実現するための働きかけとしてインフォームド・コンセントを実現させる関係へと調えることを示している。インフォームド・コンセントを実現させる関係とは、専門職が一方的に利用児・者を呼

び出して説明する関係なのではなく、利用児・者が現在の自分のありようを理解し、そのために専門職に相談できる関係として成り立つのである。フーコー,M.が権力関係のもとに自由をおいたのは、「権力が行使されるのは、ただ自由な主体に対してだけであり、主体が自由であるその限りにおいて」<sup>xiii</sup> 成立する関係だからである。つまりフーコー,M.のいう権力関係とは専門職による、積極的な自由を実現しようとする利用児・者へのかかわりとしてみる事が出来る。フーコー,M.によれば奴隷制は権力関係ではなく肉体的な強制関係なのであり「権力と、服従を拒否する自由との関係は切り離しえないものである。権力にとって決定的な問題は、自発的な隷属の問題ではない」<sup>xiv</sup> としてフロム,E.の指摘した「自由の重荷からのがれて新しい依存と従属を求める」<sup>xv</sup> ような消極的な自由は、やはり本来的な自由とはいいかねるのだとしている。つまり、利用児・者自身が専門職のいうことに従ってさえいけばよいと判断することは、利用児・者の自由の実現とはいいかねるのである。面倒臭がったり、「厄介な患者」にならないように専門職に相談しないのではなく、「良い患者」であるために専門職に相談することが求められるのである<sup>xvi</sup>。

こうした「厄介な患者」にならないための自発的な隷属の問題は、フロム,E.の指摘した「消極的な自由」とも関係する。つまり、「自由の重荷からのがれて新しい依存と従属を求める」<sup>xvii</sup> ような自由は、強いられ支配される不自由さからは逃れて自由になろうとする。しかし、それが自らの主体的な自由を実現しようとはせず、新たな支配を求めるメカニズムとして現れる。こうした自由のありようはフーコー,M.が『監獄の誕生』で明らかにした、近代的な人格形成システムとしての「規律・訓練」のシステムによって規範主義のうちに読み替えられていく。竹田によれば「社会的には多様な選択の『自由』が公認されているにもかかわらず、『選択の自由』それ自身が大きな社会システムの中で規範化されているという逼迫感」<sup>xviii</sup> が共有されることによって「一般条件としての『自由』度は一層高くなってゆくにもかかわらず、生の『自由』の感覚は一層制限され、規範化される」<sup>xix</sup> こととなる。自由への希求が、むしろ積極的な自由の剥奪と消極的な自由への誘導を実現していくのである。

### 3 他者の自由へと応答することとしての自立支援

こうした自由とはまた別に、自由がある。それは、極めて日本的な自由なのかもしれないが、野放図な自由である。自分の思うような、気ままさをもとにした自由であるが、フロム,E.のいうような「人間の独自性や個性」に基づくものでもないし、フーコー,M.のいうような「権力と、服従を拒否する」わけでもない。むしろそうしたことから逃げ出し、自由になりたいのである。一見この自由は「権力と、服従を拒否する」ように見えるが、その自由を実現しようとすると、それは挫折し、やはり長いものに巻かれていくような自由なのである。この自由の現実としての現れは、自由そのものとして現れるというよりは、自由になりたいという希求、あるいは欲求として現れる。この自由になりたいという希求あるいは欲求を支える、この自由の本性は無責任であり、悪しき自然さといってもいいかもしれない。好きなことをしたいが、そのことの責任は負いたくないし、淘汰されるような厳しさにさらされたくはないが、気ままにしたいの

である。しかしこうした自由は、当然のことながら、その強い希求にもかかわらず挫折し、自棄を起こしたり諦めの境地へと向かい、自らの存在すら他者へ放り投げてしまう。この点がフロム,E.のいう消極的な自由とも違っている。

規範化された自由、あるいは消極的な自由もしくは無責任さとしての自由が利用児・者の求める自由であるならば、やはり対人援助の専門職はそうした規範化された、消極的で無責任な自由を実現することに対して、専門性を発揮することが求められるのだろうか。当然のことながら、援助関係のプロセスは自立支援を目的として成立している。専門職が利用児・者の訴えやサインを読み取り、適切に支援し、利用児・者が自由を取り戻し、利用児・者の自由な表現に専門職が応答すること(responsibility)によって、利用児・者が一層その人らしくなることが自立支援である。その中でも利用児・者が自由になることはもちろんであるが、自由を取り戻すことへの支援は重要であるといえる。しかし、フロム,E.やフーコー,M.のいう自由の実現はおろか、我々自身がさほど自由でないことに気づくことは難しい。なぜなら、我々は、「自然に」自由であることを疑っていないし、「普通に」自由にふるまっていると感じ、我々が自由であることなど「当たり前」のことなのである。この「自然」や「普通」、「当たり前」といったことには、我々の日常生活を妨げない、あるいは円滑にするための制約やルールが含まれている。つまり、しがらみや常識、マナーといったようなことによって長いものに巻かれ、規範化された自由を、知らずに実現してしまっていることも多いのである。日常生活においてはこうした長いものに巻かれ、規範化された自由を打ち破り、自由な発想や行動をしようとするれば、せいぜい「変わり者」として見守られるか、ともすれば集団において「出すぎる杭」として引っこ抜かれてしまう。

その人らしくなることとしての自立とは、利用児・者が不自由さや抑圧、強制から自由になるために、自らを放棄し、専門職に依存し、お任せする(隷属)という状態を脱することだが、それは必ずしも利用児・者が独力ですべてのことを成し遂げなければならないということではない。利用児・者がより自由(積極的な自由)になるためには、それぞれの不自由さや不都合さに向き合うことが求められる。そのために専門職がいるのである。自立とは依存しないことではあるが、孤立することではない。インフォームド・コンセントが「説明と同意」と訳されているうちは、専門職は利用児・者に説明したところで利用児・者とのかかわりを終え、内容を知らされた利用児・者はその不便あるいは不都合な状態に孤立させられてしまう。悪しき自己決定論ともいえるだろう。そうではなく利用児・者がその身の置かれた状態を知らされ、納得し、承諾するために専門職に相談できる関係になることが必要である。さらに、より自由な利用児・者が専門職へと主体的にかかわることを通して、その人らしくなるプロセスにかかわることが専門職の役割である。そのプロセスの中に利用児・者の主体性にかかわる専門職の責任(応答する役割)としての自立支援が実現するのである。

#### 4 対人援助の権力関係と利用児・者の主体性

専門職と利用児・者との援助関係において自立支援をし、利用児・者の自由に応えるという

専門職の責任は、利用児・者の自由な自己決定を促し、実現させることでもある。その際に利用児・者の主体性を見出し、尊重するという働きかけはどのように成立するのであろうか。先ほどから述べる通り、利用児・者の主体性は個体的、孤立的には現れない。援助関係における双方の働きかけが、お互いを主体的にする。関係的生あるいは社会的生において、主体性が発揮される。「その人自身」とか「ありのままの姿」といった表現が、一人の人間におのずから主体性が備わっており、発揮されるのだと勘違いさせるのかもしれない。確かに出産され母体から切り離された時から、人間は一人の存在としてこの世を生きていく。その意味では人間は生まれながらにして主体性としての生を生きていくといえる。しかしそれは、人は生きていくだけで主体的なのだという実存的な意味である。一人の人間が生きるということ、その生には時間的空間的に指向性が現れ、その人の成長発達に応じて生活世界を顕現する。その意味で人間は生きていくというそれだけで主体的である。しかし現実的世界において人間が成長発達していくプロセスにおいては、さまざまな他者と直接的間接的にかかわることで社会化され、さまざまな人やモノとの出会いにおいて環境世界を身体化することによって、生活世界を調べようとする。

利用児・者がその人自身の生活世界を調べていくプロセスは、さまざまな人やモノがそれぞれの生活世界を調べていくこととして、お互いにかかわりあう。そのときそれぞれの意志や意図を越えて、既に人々は関係のなかにいるのであり、関係が先験される。そうした関係において、お互いが意図的あるいは無意図的にかかわろうとするのである。こうした個人のかかわりや働きかけが、「規律・訓練」の規範主義的システムに取り込まれていることをフーコー,<sup>M.</sup>は指摘したわけであるが、クワント,<sup>R.C.</sup>はこうした社会と個人のダイナミズムを社会的事実性という概念で指摘する。つまり、「確かにわれわれは個として行為するが、われわれの行為は、かなりの程度までわれわれの属している集団を代表している」<sup>xx</sup>として、われわれが所属する集団において、その社会システムの影響力を払拭しきれないことを示しつつ、「われわれの自由はきわめて相対的であるけれども、われわれは自分が参与している生活の共通の流れによって決定されているのではない」<sup>xxi</sup>ことを指摘する。つまり、フロム,<sup>E.</sup>のいう積極的な自由あるいはフーコー,<sup>M.</sup>の権力を拒否する自由は、個人の絶対的な自由として現れるわけではなく、社会的事実性において現れる曖昧さをもつのである。クワント,<sup>R.C.</sup>によれば、「われわれの活動は、単に他者とともにするというだけでなく、他者から学習し、容認された様式に従って遂行し、他者を考慮して行うという理由からも社会的」<sup>xxii</sup>なのであり、「ひとりでやりたいと望むことそれ自体が、一種の社会的様式」<sup>xxiii</sup>なのである。こうしたことを社会的決定論として、やはり人間の自由や、自由において現れる主体性を社会的に限定されていることでしかないと考えるのは浅はかである。たとえある人個人が生きていくということにおいて社会システムに依存して生きていくというような場合を考えたとしても、社会システムが独自の存在として、個別に生き、活動する人々を無視して自立するわけではない。同様に個人として生きる誰かが、自らの絶対的な自由によってのみ生きるということも不可能である。クワント,<sup>R.C.</sup>は次のように述べる。「人間は実際独自なものと呼ばなければならない。なぜなら、彼は自分自身で考え、

決定し、行為するからである。…略…しかしながら同時に、人間としての個人は逆説的に思われるかもしれないが、原点や起源になるために、あらゆる点で援助を必要とする。」<sup>xxiv</sup> 一人ひとりの人間が、主体的にその人らしく生きていくということ自体が孤立・個体的なありようとしてではなく、むしろ社会・関係的に立ち現れるのである。ここで現れるそれぞれの人の主体性は、そこにその人が生きていくということだけでなく、そこにいる人が、あらゆる関係において存在し、表現する(される)こととして現れる。お互いがかかわりつつ、お互いが影響しあい、社会化されることで、お互いがお互いらしくなっていくというプロセスにおいて、それぞれの主体性が明らかになっていくのである。援助関係においてもこうしたプロセスに変わりはない。

専門職が専門的な知識と技術をもって、援助関係＝権力関係においてかかわる利用児・者の主体性は、こうした相互関係のプロセスにおいて現れ、尊重されるのである。

## 引用参考文献一覧

- 足立叡『臨床社会福祉学の基礎研究』学文社 1996  
クワント,R.C.『人間と社会の現象学』早坂泰次郎訳 勁草書房 1984  
佐藤俊一『対人援助の臨床福祉学 「臨床への学」から「臨床からの学」へ』中央法規 2004  
竹田青嗣『人間的自由の条件 ―ヘーゲルとポストモダン思想』講談社学術文庫 2010  
バイステック,F.P.『ケースワークの原則 援助関係を形成する技法』尾崎新・福田俊子・原田和幸訳 誠信書房 1996  
フーコー,M.『監獄の誕生 - 監視と処罰』田村俣訳 新潮社 1977  
フーコー,M.「主体と権力」『ミッシェル・フーコー 構造主義と解釈学を越えて』山形頼洋・鷲田清一ほか訳 筑摩書房 1996  
フロム,E.『自由からの逃走』日高六郎訳 東京創元社 1965

## 参考資料

### バイステックのケースワークの7つの原則

第1の方向： クライアントのニード	第2の方向： ケースワーカー の反応	第3の方向： クライアントの 気づき	各原則の名称
1 一人の個人として迎 えられたい  2 感情を表現し開放し たい  3 共感的な反応を得た い  4 価値ある人間として 受けとめられたい  5 一方的に非難された くない  6 問題解決を自分で選 択し、決定したい  7 自分の秘密をきちん と守りたい	ケースワーカー はクライアント のニーズを感知 し、理解して それらに適切に 反応する	クライアントは ケースワーカーの 感受性を理解し、 ワーカーの反応に 少しずつ気づき始 める	1 クライアントを個人と して捉える (個別化)  2 クライアントの感情表 現を大切にする (意図的な感情表出)  3 援助者は自分の感情を 自覚して吟味する (統制された情緒的関 与)  4 受けとめる (受容)  5 クライアントを一方的 に非難しない (非審判的態度)  6 クライアントの自己決 定を促して尊重する (自己決定)  7 秘密を保持して信頼感 を醸成する (秘密保持)

(バイステック 1996 P.27より抜粋、一部改変)

## 注

- i 『上田女子短期大学紀要 第41号』
- ii フーコー, M. 1996 P. 299
- iii 同上 P. 300
- iv 同上 P. 301



- v 1996年に出版された『ケースワークの原則[新訳版]』（バイステック1996）においても、バイステックの「援助関係における相互作用」の表は、一番左に各原則の名称が並んでおり、原著は資料として挙げたように原則はいちばん右に並んでいる。これはバイステック自身も述べるように、援助関係の概念を「二つの分類軸（つまり、三つの『方向』と七つの『原則』という軸）によって、援助関係における相互作用を分類し、整理したもの」（同 P.28）であり、「七つの原則は、…援助関係全体を構成する要素で」（同上）あり、「これらの原則にはいずれも三つの方向が含まれている」（同上）ことを示している。そしてバイステックは七つの原則をワーカーの「行動原理」（同上）あるいは「行動を導くもの」（同上）とも述べるが、ケースワークの概念にとって「ワーカーとクライアントの間の相互作用に焦点を当てる」（同 P.29）ことの重要性を主張していることを考えれば、原著の通りに表すのが、対人関係を学ぶ専門職にとって必要なことであろう。なぜならば、各原則が一番目立つ左側にタイトルかお題目のように並んでいれば、ケースワークの概念を理解する以前に、そのタイトルやお題目を暗記することに注力してしまうからである。
- vi フロム,E. 1965 P.4
- vii 同上
- viii 孤独あるいは孤立の意味については、孤独が「一人であること」を表すのに対して孤立は「周囲から隔離されること」を表す。フロム,E.の文脈を見れば、今回はむしろ孤立してが適切であろう。
- ix 前出 フロム,E. 1965
- x 佐藤 2004 P.188
- xi フーコー,M. 前出 P.300
- xii 同上 P.301
- xiii 同上
- xiv 同上 P.302
- xv フロム,E. 前出 P.4
- xvi 医療の領域においては2011年より患者中心の医療推進のためのchoosing wisely運動が始まっている。
- xvii フロム,E. 前出
- xviii 竹田 2010 P.377
- xix 同上 P.380
- xx クワント,R.C. 1984 P.53
- xxi 同上
- xxii 同上 P.72
- xxiii 同上
- xxiv 同上 P.224